

○総務省令第百号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第四百十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十八日

総務大臣 金子 恭之

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令

（恩給給与細則の一部改正）

第一条 恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>(未支給金の請求等)</p> <p>第十一条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十条ノ二第二項の規定により恩給の未支給金の支給を受けようとする遺族又は相続人は、その旨を記載した請求書に次の書類を添付して、これを総務省に差し出すことを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場合において、同時に規則第六条の請求を行うときは、次の書類は添付することを要しない。</p> <p>一 権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>〔二略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(未支給金の請求等)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>一 請求者の戸籍の謄本又は抄本（権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができるもの）</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第二条 国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>(未支給金の請求等) 第七条 「略」</p> <p>2 前項の請求書には、次の書類を添えることを要する。ただし、遺族が未支給金を請求する場 合において、同時に令第五条又は第七条の請求を行うときは、次の書類は添えることを要しな い。</p> <p>一 権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本若しくは抄 本又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により 交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報「覧図」の写し</p> <p>「二 略」</p> <p>「3 略」</p>	<p>(未支給金の請求等) 第七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 請求者に関する戸籍の謄本又は抄本(権利者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにす ることができるもの)</p> <p>「二 同上」</p> <p>「3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。